

議案第11号

北上市介護保険条例の一部を改正する条例

北上市介護保険条例（平成12年北上市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項第1号に該当する者の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず<u>3万3,000円</u>とする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項第1号に該当する者の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず<u>2万7,500円</u>とする。</p> <p><u>3 第1項第2号に該当する者の各年度における保険料率は、</u> <u>同号の規定にかかわらず4万5,900円とする。</u></p> <p><u>4 第1項第3号に該当する者の各年度における保険料率は、</u> <u>同号の規定にかかわらず5万3,200円とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例により改正された北上市介護保険条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、令和元年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成30年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

令和元年6月13日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

介護保険法施行令の改正に伴い、低所得者の介護保険料の額を改正しようとするものである。